福島県選挙管理委員会告示第七十四号

:島県選挙管理委員会

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

平成二十一年九月四日

号の規定に基づくいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

第三十四条第一項及び第百十三条第一

一 項第五

報

選挙すべき議員の数 二人

選挙の期日

平成二十一年九月十三日

1

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

条第三項及び公職選挙法施行令

により、次のとおり選任した。

平成二十一年九月四日

選挙長

選挙長の職務を代理すべき者

いわき市常磐白鳥町壱丁田七番地の二

十

高橋

克江

いわき市金山町南台三十六番地

田子

庄也

長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙

(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定

福島県選挙管理委員会

委員長

菊

地

俊

彦

(昭和二十五年法律第百号) 第七十五

目 次

福島県選挙管理委員会

○いわき市選挙区福島県議会議員補

○いわき市選挙区福島県議会議員補 の職務を代理すべき者を選任した 欠選挙における選挙長及び選挙長 欠選挙を行う件

○いわき市選挙区福島県議会議員補 ○いわき市選挙区福島県議会議員補 理する場所を定めた件 り扱う場所及び立候補の届出を受 欠選挙における選挙長の事務を取

福

- ○いわき市選挙区福島県議会議員補 欠選挙における開票事務を選挙会 の事務に併せて行う件
- 欠選挙における選挙会の場所及び 日時を定めた件
- ○選挙権を有する者の総数の五十分 支出金額の制限額を定めた件 欠選挙における選挙運動に関する
- 示する件 県議会議員選挙区別の選挙権を有 の一及び三分の一の数並びに福島 する者の総数の三分の 一の数を告

欠選挙における諸届出を受理する

○いわき市選挙区福島県議会議員補

○いわき市選挙区福島県議会議員補

場所を定めた件

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。 平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙

福島県選挙管理委員会

委員長

菊

地

俊

彦

平成二十一年九月四日

選挙長の事務を取り扱う場所

いわき市平字堂根町四番地の八 わき市役所東分庁舎一階選挙管理委員会事務室

立候補の届出を受理する場所

福島県いわき合同庁舎四階大会議室 いわき市平字梅本十五番地

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。 平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の

福島県選挙管理委員会

委員長

地

俊 彦 平成二十一年九月四日

届出の種類

選挙事務所の設置及び異動の届出

出納責任者の選任及び異動の届出

福島県選挙管理委員会 委員長

菊

地 俊

彦

報酬の支給を受けることができる者の届出

届出を受理する場所

いわき市平字堂根町四番地の八

いわき市役所東分庁舎 一階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

会場において選挙会の事務に併せて行う。 務は、公職選挙法 平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票 (昭和二十五年法律第百号)第七十九条第一項の規定により、 選挙

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

会の場所及び日時を公職選挙法 平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙 次のとおり定めた。 (昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定に

平成二十一年九月四日

場所 いわき市立総合体育館

日 時 平成二十一年九月十三日午後九時

福島県選挙管理委員会告示第八十号

選挙法 関する支出金額の制限額は、 平成 二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職 (昭和二十五年法律第百号) 第百九十四条第 次のとおりである。 一項第三号の規定による選挙運動に

-成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

双葉郡 田村郡

石川郡 東白川郡 西白河郡

 $\frac{1}{2}$

〇 〇 九

九

菊 地 俊 彦

制限額 六、二六〇、六〇〇円

平成21年9月4日 金曜日

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の 和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分 て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 福島県選挙管理委員会告示第八十一号 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、 一日現在において、次のとおりである。 条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭 の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて 一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じ .規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項 は、 並びに地方自治法第 平成二十 年九月

平成二十一年九月四

福島県選挙管理委員会

県刷

委員長 菊 地 俊 彦

選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、三一二

を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の 合算して得た数) は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを を乗じて得た数とを合算して得た数 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万

伊達郡 選挙区 選挙区

岩瀬郡 安達郡 二八四

南会津郡 五三七 七六〇

いわき市

九四、 八九、

郡山市

○五六

耶麻郡

八 五七一

大沼郡 河沼郡

相馬市

三九九 五四

福島市 会津若松市

島県選挙管理委員会

委員長

菊

地

俊

彦

九四

三六三

原町市 白河市

須賀川市

 $\frac{\circ}{1}$ 七五一 六六〇 七六六 〇 七

九八

四三五 二五 九

喜多方市

○九八 <u>一</u>〇八

【定価

発行者 島 印刷所 印

リサイクル適性@ この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。